

最高裁秘書第4173号

令和元年8月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付、最高裁秘書第803号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

穂積重遠裁判官の履歴書（片面で9枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（本籍地等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

~~付~~
#6 (80)

穗 積 重 遠

明治十六年四月十一日



東京帝國大學

- 四一 七一 東京帝國大學法科大學法律學科卒業
九七 東京帝國大學法科大學講師を嘱託す
- 四三 三二 任東京帝國大學法科大學助教授

セ二六 民法及法理学研究の爲満三ヶ年独國佛國及英國へ留学を命ず

一一一 燐朝

九一任東京帝國大學法科大學教授

民法第四講座分担及法理学講座分担を命ず

大九一 法理学講座分担を免じ法理学講座担任を命ず

九一〇 法理学講座担任民法第四講座分担を免じ民法第一講座担任法
理学講座兼任を命ず

大正八四一 官制改正の結果東京帝國大學教授

内閣

八七九 臨時法制審議会幹事被仰付

文部省

九一法理学講座兼任を免ず

内閣

セ一一〇 國勢院統計講習会講師を嘱託す

大正一〇・六・三 民法第四講座分担を命ず

文部省

三三一 民法第四講座分担を命ず

文部省

一〇一五 臨時法制審議会臨時委員被仰付

内閣

四一〇 民法第一講座担任を免じ民法第一講座担任を命ず

文部省

三三一 民法第四講座分担を命ず

文部省

三一八臨時法制審議会臨時委員被免

内閣

昭和四五年勅令第一一八号に依り臨時法制審議會官制廃止に付同幹事は

消滅

昭和十年勅令
第三二号依り廃止 法制審議會委員被仰付

内閣

九三〇補帝國大學法学部長

民法第四講座分担を免ず

文部省

九三〇 依願東京帝國大學法学部長を免ず

文部省

四七 補東京帝國大學法字 部長

セ一〇 帝國學士院規程第二條に依り勅旨を以て帝國

学士院会員被仰付

一一七 補東京帝國大學法学部長

第一 部部属を命ず
文部省

三九 依願 東京帝國大學法学部長を免ず

第一部部属を命ず

文部省

セニ〇 宮内省御用掛御曾

九三〇 依願免本官

一九二一九 帝國大學令第十三條に依り勅旨を以て東京帝國大學名誉教授の名称を授く

八一〇 任東宮大夫兼東宮侍從長

官制中改正 東宮大夫兼東宮侍從長

三一三 宗秩寮審議官被仰付

五 三 驕居内省官制定宮内府法

宮内府事務官に任命する

東宮大夫に補する

總理廳

東宮侍從長を命ずる

宮内府

二四 二二六 墓高裁判所判事に任命する

三六 七二九 死亡

二五 九二七 カオラス人食ひ^ノナシ山川流制支那^ノ在の木見(多門)也^ノ、
（昭和二十五年一月三十日午後九時）